

(平成22年4月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和45年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年3月21日から同年5月21日まで
昭和45年3月21日付けでA社C工場から同社B工場へ期間を空けずに異動し、継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険が、2か月間、空白期間となっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する労働者名簿、雇用保険の被保険者記録、同社の総務部長の証言及び同僚の証言から、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和45年3月21日に同社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「事務手続は正しく行われていたはずであり、厚生年金保険料も納付していた。」と主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

長野厚生年金 事案 663

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA医院における資格喪失日に係る記録を昭和63年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年7月21日から同年8月21日まで
A医院（現在は、B医院）に昭和57年4月1日から勤務し、63年8月20日付けで退職したが、厚生年金保険資格喪失日の記録は、同年7月21日となっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B医院が保管する昭和63年度給与台帳兼源泉徴収簿及び雇用保険の記録により、申立人は、昭和63年8月20日まで当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上述の給与台帳兼源泉徴収簿において確認できる厚生年金保険料控除額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「申立人の資格喪失届について、資格喪失年月日欄に、誤って実際の喪失日の1か月前の日付（昭和63年7月21日）を記入して提出してしまった。」としていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る63年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月1日から同年12月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を48年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年12月21日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月1日から49年1月1日まで

昭和48年4月1日から同年12月31日までA社でC技師助手として勤務し同時期にD専門学校（夜学）に入学した。社会保険庁（当時）の記録では、A病院の加入記録は無いが、給与から厚生年金保険料を控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚及び元上司が、申立人が昭和48年4月から同年12月まで、技師専門学校（夜学）に通いながらC技師助手の正職員としてA社に勤務していたことを証言している。

また、当該専門学校の入学式が昭和48年4月7日であることを踏まえると、申立人が同年3月末にA社が借り上げた寮に引っ越し、同年4月1日からA社に勤務したと主張していることに不自然さは無い上、同年12月に撮影された職場の写真及び当時の事務担当者が、「毎月の給与締切日は20日で当日に合わせて退職する者が多かった。」と証言していることを考え合わせると、申立人は、同年4月1日から同年12月20日までA社に勤務していたものと推認できる。

さらに、当時の事務担当者は、「正職員は試用期間が無く、全員が厚生年

金保険に加入していた。」と証言している上、申立期間当時、申立人と同様にC技師助手又はE技師助手としてAに勤務し専門学校（夜学）に通っていた者は、申立人のほかに4人であるところ、オンライン記録によると、当該4人には、当該病院の採用と同時に厚生年金保険被保険者としての記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月1日から同年12月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の前年に採用された同僚の社会保険事務所（当時）の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年4月から同年11月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和48年12月21日から49年1月1日までの期間については、上述のとおり、申立人が少なくとも48年12月20日の給与締切日まで当該事業所に勤務していたことは推認できるものの、当該期間の在籍に係る元同僚からの証言も得られない上、申立人自身も、「同年末日までは勤務していなかった。」と証言している。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から60年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年4月から60年10月まで
結婚後、地区の人から、「主婦も国民年金を掛けた方がいいよ。」と言われたので、昭和58年4月ごろから国民年金保険料を地区の公民館で納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、「役場へ加入手続に行った記憶は無く、地域の納税組合で加入手続を行ってくれたかどうか分からない。」としている上、町は、「地域の納税組合で国民年金の保険料を取り扱うことはあったが、加入手続までは、地域の納税組合ではできない。」としており、加入の状況が不明である。

また、申立人の所持する年金手帳を見ると、国民年金手帳記号番号の記載は無く、基礎年金番号制度導入（平成9年1月1日）後の14年12月26日に初めて国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、「組と一緒に、国民年金保険料を一緒に納付していたことを証言してくれる知人がいる。」としているが、当該申立人の知人は申立人の保険料納付について記憶していない上、当該申立人の知人自身も申立期間は国民年金に未加入となっている。

加えて、申立人の記憶する申立期間に係る国民年金保険料額は、実際の金額と異なる上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年5月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月から8年3月まで

私が大学生の時、父が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、送られてきた納付書で20数万円を父が一括納付したはずであるにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者名簿（電算記録）により、申立人の国民年金の加入手続は平成9年4月17日に行われていることが確認できるとともに、申立人の所持する平成8年度の国民年金保険料の納付書・領収証書により、同納付書・領収証書は平成9年7月7日に発行されていること、及び申立人は平成8年度の保険料を平成9年10月30日に納付したことが確認できるところ、同納付書・領収証書が発行された時点（同年7月7日）においては、申立期間のうち、7年5月の保険料は時効により納付することができない上、申立人が同納付書・領収証書で納付を行った時点（9年10月30日）においては、申立期間のうち、7年5月から同年8月までの保険料は時効により納付することができない。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとするその父親は、「送られてきた納付書で20数万円を一括納付した。」と主張しているが、申立人の所持する領収書（上記のものを含む。）により、申立人は平成9年10月30日に、申立期間以降の期間である8年4月から9年3月までの期間及び同年10月から10年3月までの期間の保険料22万3,550円を一括納付していることが確認できることから、申立人の父親は、当該一括納付額に申立期間の保険料も含まれていたものと記憶違いをしていることが考えられる。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを

示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 4 月 12 日から同年 5 月 25 日まで
② 昭和 29 年 6 月 16 日から 30 年 4 月 15 日まで
③ 昭和 30 年 6 月 16 日から 31 年 5 月 10 日まで
④ 昭和 31 年 6 月 18 日から 37 年 1 月 21 日まで

A社を退社する際、脱退手当金の説明は受けなかったし、自分で請求手続を行った記憶も無い。

脱退手当金は受給していないので、申立期間について、脱退手当金の支給済記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において脱退手当金の支給記録がある複数の元同僚が、当該事業所による代理請求をうかがわせる証言をしていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和37年5月11日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には、厚生省保険局年金課（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に対して、同年4月18日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる特段の事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 3 月 1 日から同年 10 月 21 日まで

A社における被保険者期間の標準報酬月額が、事業所の全喪後に訂正され引き下げられている。私は事業主だったが、社会保険料のことは経理担当者

に任せており、標準報酬月額の訂正の届出については何も知らされていない。

標準報酬月額を遡及^{そきゅう}訂正前の記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、59 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 8 年 10 月 21 日）の後の、同年 10 月 29 日付けで、同年 3 月 1 日にさかのぼって 9 万 8,000 円に減額されていることが確認できる。

しかしながら、商業登記簿によると、申立人は、申立期間及びその前後の期間において当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「社会保険のことは経理担当者^{そきゅう}に任せており、私が遡及訂正の届出を行った覚えは無い。」と主張している一方で、「申立期間当時、厚生年金保険料等を滞納していたため、社会保険事務所（当時）から保険料納付を督促され、納付方法等について両者協議の上で処理していた。代表取締役として、会社の行為について関知しないとは言えないことは分かっている。」旨を供述している。

さらに、当該事業所が適用事業所でなくなった当時、厚生年金保険被保険者は、事業主であった申立人のほか、取締役及び経理担当者の 3 人のみであったところ、取締役は、「私は社会保険のことは知らない。」と証言しており、経理担当者は、「当時、社会保険料の滞納があった。私の標準報酬月額も引き下げられていたが、当時の処理を社長が知らないはずは無いと思う。」と証言し

ていることから、当該遡^{そきゅう}及訂正について、申立人が関与していたものと考えられ、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに無断で処理を行ったと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の業務執行に係る責任を負うべき代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは、信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月1日から7年2月1日まで

A社には、平成元年4月から11年10月まで勤務したが、厚生年金保険の記録を見ると、7年2月1日資格取得となっており、元年4月から7年1月までの記録が抜けている。

申立期間を、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B県建設国民健康保険組合の記録及び事業主の証言から、申立人は、申立期間のうち、少なくとも平成元年9月1日以降の期間において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所では、勤務実態はあるが厚生年金保険の被保険者期間が無い者や、入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日が相違する者が複数確認できる。

このことについて、事業主は、「従業員に厚生年金保険に入るように勧めたが、国民年金に加入しているし、給料の手取り額が減るので加入しなくていいという返事だった。そういう従業員は、雇用保険や建設国保には加入していたが、厚生年金保険には加入していなかった。」と証言している一方で、当時の従業員は、「社長に厚生年金保険に加入させてくれるよう交渉したが、経費がかかる厚生年金保険には加入できないと断られ、仕方なく国民年金に加入した。申立人も同じだった。」と証言していることから、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格取得の取扱いについては不明である。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間において、第3号被保険者及び第1号被保険者として国民年金に加入していることが確認できるところ、申立人は、当該第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続に

ついて、当時、C市役所から指導があった旨を供述していることから、申立人は、申立期間において国民年金に加入していることを認識していたものと推認できる。

さらに、オンライン記録によると、A社は、平成元年11月1日に厚生年金保険の適用事業所になったことが確認できるところ、申立期間のうち、元年4月1日から同年11月1日までの期間について、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。